

## 一般社団法人 I T フリーランス支援機構協賛募集要項

第 1 条 この要項は、一般社団法人 I T フリーランス支援機構（以下「AITF」という。）が推進する I T フリーランス支援事業の趣旨に賛同し、AITF の運営を支援する企業、団体等を広く募集するために必要な事項を定めるものとする。

### （協賛費）

第 2 条 協賛を行う者は、次の額を負担するものとする。

年額 50,000円

2 前項に規定する額（以下「協賛費」という。）の有効期限は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。

### （協賛に伴う特典）

第 3 条 協賛を行う者は、協賛に伴う特典として次の各号に掲げる事項を行うことができる。

- (1) AITF ホームページに組織名を掲示すること
- (2) AITF が主催する一部イベントへの参加すること
- (3) AITF が配信するメールマガジンを閲覧すること

### （特典の制限）

第 4 条 AITF は、次の各号のいずれかに該当する者から第 3 条に定める特典の申込みがあったときは、これを拒否することができる。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者
- (2) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又は風俗営業に類似した業種を行う者
- (4) 法令に定めのない医療に類似する行為を行う者
- (5) その他広告を掲載する業種又は業者として適当でないと認められる者

### （協賛の申込方法等）

第 5 条 協賛を行おうとする者は、AITF のホームページから協賛募集の案内に従い申込を行うものとする。

2 AITF は、第 1 項の申込を適当と認めるときは、協賛を行おうとする者に協賛費の支払方法を案内する。

(協賛費の支払方法)

第6条 協賛費の支払いは、前条2項で定めた AITF からの案内に基づく方法で行うものとする。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は AITF が定める。

付 則

(施行期日)

この要項は、2022年1月1日から施行する。

2022年3月16日 改定